

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7397

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

昭和37年4月にA株式会社に入社し、同年7月1日付けで、同社C事業所から同社D事業所に異動したと思うが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和37年4月から平成12年までA株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員原簿索引票、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和37年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明として

いるが、B株式会社から提出された申立人の厚生年金保険個人カードには、資格喪失年月日が昭和37年6月20日と記載されており、オンライン記録の資格喪失年月日と一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、同社B出張所から同社C支店に異動した際の記録に欠落があるが、同社での勤務は継続し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和43年2月1日に同社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B出張所の申立人に係る昭和42年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（茨城）厚生年金 事案7401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。

しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、申立人の雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、昭和43年10月31日にA株式会社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額は6万円であり、記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は3万6,000円であることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案7402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。  
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び申立期間当時の上司の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、昭和43年10月31日にA株式会社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和43年10月の定時決定に係る記録から、6万円とすることが妥当である。



なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。  
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び5人の同僚に照会し回答が得られた二人の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA株式会社からB株式会社に異動した記録が認められる同僚二人の雇用保険の被保険者記録によると、いずれも昭和43年10月31日にA株式会社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る昭和43年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案7404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。  
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、7人の同僚に照会し回答が得られた申立期間当時の上司及び同僚一人の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA株式会社からB株式会社に異動した記録が認められる同僚二人の雇用保険の被保険者記録によると、いずれも昭和43年10月31日にA株式会社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和43年10月の定時決定に係る記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月20日から同年12月1日まで

A株式会社において研修を終えた後に、昭和45年11月20日付けで同社B営業所に異動したが、厚生年金保険被保険者記録において申立期間が欠落している。申立期間においても、継続勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び申立人の雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月20日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における昭和45年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人のA株式会社B営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出たと思うとしていることから、事業主が昭和45年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月20日から同年3月20日まで

A株式会社から同社C支店に昭和40年2月頃に異動したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間においても、継続勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業主から提出された申立人に係る年金台帳の記載内容及び申立人の雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和40年2月20日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和40年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人のA株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和40年3月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日

として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月25日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、同年6月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月1日から同年7月17日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間が被保険者期間となっていないことが分かった。申立期間はB市のC株式会社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、健康保険被保険者証も受け、社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたと主張しているが、申立事業所に係る事業所名簿によると、申立事業所は昭和49年7月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、事業所名の記録は無いものの、D県E市の事業所において、昭和49年4月1日から同年6月25日まで、雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人は、E市に所在した事業所に勤務していたことが認められる。

一方、E市に所在した株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及び厚生年金保険被保険者記

号番号払出簿において、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 6 月 25 日より後の同年 7 月 5 日付けで、申立人の被保険者資格が取得時に遡って取消処理されていることが確認できる。

また、上記被保険者原票において、申立人と同日付けで被保険者資格が取得時に遡って取消処理が行われている者が 23 人確認できる上、そのうちの一人は、昭和 48 年 10 月 19 日付けで配偶者分娩費及び育児手当金の支給決定がされているが、当該支給決定の取消処理は確認できない。

さらに、同僚の一人は、「自分は、株式会社 A に入社したが勤務は B 市であった。厚生年金保険被保険者証も、同社において受け取った。D 県には B 市の申立事業所の本社があったと記憶している。仕事が間に合わなかった際に E 市に出張して仕事をしたことがある。」と供述している。

加えて、別の同僚は、「会社名は覚えていないが、D 県の本社から給与が支払われた記憶がある。D 県に出張して仕事をしたこともあった。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 49 年 7 月 5 日付けで被保険者資格取得取消を行う合理的な理由は見当たらないことから、株式会社 A における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であり、かつ、資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 6 月 25 日であると認められる。

なお、昭和 49 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額は、株式会社 A に係る被保険者原票の資格取得の取消前における記録から、6 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 49 年 6 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間については、申立事業所の元事業主は既に故人となっている上、株式会社 A の元事業主及び役員の所在が不明なため照会ができず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立事業所は、昭和 49 年 12 月 31 日に適用事業所ではなくなっていることから、厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が無い。

さらに、申立事業所の複数の同僚は、「申立事業所は、何回か名称が変わったことがあり、昭和 49 年 12 月に会社が倒産するまで継続して勤務していたが、社会保険料の控除がされなかった期間もあった。」旨の

供述をしており、同僚から申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる具体的な供述が得られなかった。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和59年2月6日、資格喪失日に係る記録を同年7月10日とし、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月6日から同年7月10日まで

A株式会社に勤務していた際の厚生年金保険被保険者記録が無い。支給明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた従業員名簿、申立人が保管していた支給明細書（昭和59年7月25日付け）及びB組合が保管していた申立人に係る健康保険被保険者資格取得届から、申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、「上記従業員名簿の記録及び支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」旨の回答をしていることから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の支給明細書における控除額及び健康保険被保険者資格取得届の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 2 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年5月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成16年5月31日に支払われた賞与について、日本年金機構の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年5月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成16年5月31日に支払われた賞与について、日本年金機構の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（山梨）厚生年金 事案 7413

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

日本年金機構の記録によると、C株式会社からA株式会社B本社に転勤した時の厚生年金保険の記録が、1か月間抜けている。間違いなく継続して勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録（索引台帳）、事業主の供述及び同僚の人事記録（職員カード）から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年3月に出向先のC株式会社からA株式会社B本社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B本社における昭和49年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続に誤りがあったと思われる旨の回答をしていることから、事業主は、申立てどおりの資格取得日を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年10月1日から同年11月1日まで  
② 平成22年2月1日から同年6月1日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は36万円となっているが、給料明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額は、38万円の標準報酬月額に見合っていると思われるので、申立期間の標準報酬月額を調査し訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立てどおりの届出を行ったが、保険料納付については不明である。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（所在地がB県の工場、以下「A株式会社（B県）」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、また、同社C支店における資格喪失日に係る記録を52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を申立期間①は17万円、申立期間②は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月30日から同年10月1日まで  
② 昭和52年9月1日から同年10月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が欠落しているが、当該期間に社内での異動はあったものの、継続して同社に勤務していた。当該記録には納得がいかないので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答、同社から提出された退職台帳I、退職経歴台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和51年10月1日に同社（B県）から同社C支店へ異動、申立期間②は、52年10月1日に同社C支店から同社（B県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（B県）における昭和51年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から17万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同社C支店に

おける 52 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したものの、社会保険事務所（当時）からの納入告知書の金額どおりの保険料を納付していたため、当該控除分は実際には納付していなかったものと考えられる旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 9 月及び 52 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（新潟）厚生年金 事案 7416

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和44年2月21日）及び資格取得日（昭和44年10月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額記録を、昭和44年2月から同年5月までは1万8,000円、同年6月から同年9月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月21日から同年10月15日まで  
国の記録では、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間についてもA株式会社に継続して勤務していた。当時の同僚も申立期間について一緒に働いていたと証言してくれている上、自分の氏名と類似した先輩もいたことから、国の記録に誤りがあるのではないかと思う。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録では、A株式会社において昭和44年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月15日に同社において再度被保険者資格を取得しており、同年2月21日から同年10月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立人と同種の業務に従事していた3人の同僚を記憶しているところ、被保険者原票から、その全員について申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、上記3人を含む複数の同僚は、「申立人とは、A株式会社に勤務

しながら定時制高校に通学していたが、その間申立人が同社を退職したことは無い。」と回答している上、当該同僚のうちの一人は、「申立人とは、実家も近く、会社に行くのも学校に行くのも一緒であった。申立期間の約8か月もの間に申立人が会社に行かなかったら、私自身が覚えているはずである。また、申立人とは勤務形態、勤務内容も同じであったことから、申立人の給与からのみ、厚生年金保険料が控除されていないことは考えられない。」と供述している。

さらに、当時の状況をよく知る同僚からは、「申立期間当時は、会社の全盛期であり、従業員も100人くらいいた。従業員の働き方に区別は無く、全員を社会保険に加入させていたはずである。」との回答が得られたほか、被保険者原票から、申立期間に厚生年金保険被保険者であったものが150人確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた上記同僚3人の被保険者原票の記録から、昭和44年2月から同年5月までは1万8,000円、同年6月から同年9月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

そのほか、申立人は、A株式会社には申立人の氏名と類似した先輩がいたことから、国の記録に誤りがあるのではないかと主張しているが、申立人及び当該先輩の被保険者原票の記録はオンライン記録と一致している上、記録が訂正された形跡は確認できない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社（以下「B支社」という。）における被保険者資格の喪失日を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月14日から38年3月1日まで

A株式会社には継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（B支社から同社C工場（以下「C工場」という。）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C工場において昭和38年3月1日に資格を取得した86人のうち、B支社から異動した3人を除く83人が前事業所において同年3月1日に資格を喪失していることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年11月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

株式会社Aから支給された申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているのに被保険者記録から欠落している。会社から届出は行ってもらったが、厚生年金保険法第 75 条の規定により給付の記録として反映されてないので賞与の記録を厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 20 年賃金台帳において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賃金台帳の保険料控除額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与



額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が事業主が当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は34万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から20年11月21日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際受け取っていた給与額より低かったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年7月1日から13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同年10月11日付けで、12年10月1日の定時決定記録を取り消した上、遡って9万8,000円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、事業主は、申立期間の保険料について滞納があったとしており、社会保険事務所（当時）の指示に基づき、申立人の標準報酬月額の減額をしたとしている。

なお、事業主の妻は、A株式会社における給与計算及び社会保険の事務手続は事業主の妻自身が行っていた旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、これらの遡及訂正を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要と認められる。

また、オンライン記録において、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の時決定処理は、前述の 12 年 7 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理と同日の同年 10 月 11 日付けで行われ、9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当該期間について、事業主は、「当時は経営状況が厳しく、保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行き、保険料の分割納入や納入時期を遅らせてもらった記憶があるが、申立人に支給していた給与額はそれまでと同額だった。」と供述している。

また、事業主の妻は、当該期間においても、事業主が、滞納保険料の納付について、社会保険事務所と頻繁に交渉を行っていた旨の回答をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、上述の有効な遡及訂正処理とは認められない訂正処理に連動してなされた処理の結果であったと考えられ、平成 13 年 10 月 11 日付けの時決定に係る処理は有効な処理であったとは認められないことから、申立人の同年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの標準報酬月額に係る記録は、34 万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間について、申立人は、報酬月額 35 万円に相当する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張しているが、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 1 日までの期間及び 14 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 21 日までの期間については、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る届出は、適正な時期に事業主から社会保険事務所に行われており、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間において、申立人の給与から報酬月額 35 万円に相当する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年12月14日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法に基づき、申立人のA株式会社（事業所記号番号B、以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
A株式会社に勤務していた期間の一部である申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及びA株式会社（B）の複数の元従業員から提出された給与明細書において、申立人が同社（B）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年12月14日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA株式会社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月1日の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。当該あっせん後に、同社（B）に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元同僚は、申立期間当時、同社の経営状況は悪く、

給料の遅配や未払もあった旨回答しており、当時、同社（B）において保険料の滞納があったことをうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A株式会社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月1日の定時決定、又は同年8月1日、同年10月1日及び同年11月1日の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている同僚及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている同僚が、申立人以外に同社（B）の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A株式会社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、A株式会社（事業所記号番号C、以下同じ。）として適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、その前後のA株式会社の代表取締役及び所在地は同一であり、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員ほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を再度取得している上、商業登記簿謄本においても、解散等の形跡は無いこと、及び日本年金機構も「適用事業所ではなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、申立期間において同社（B）は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA株式会社（B）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社（B）における資格喪失日を同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が再度同社（C）において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取り消し前の同年10月1日の定時決定の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、総務大臣から平成22年12月14日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法に基づき、申立人のA株式会社（事業所記号番号B、以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

A株式会社に勤務していた期間の一部である申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっており、また、申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されている。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において、申立人がA株式会社（B）に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年12月14日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA株式会社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月1日の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できるところ、当該あっせん後に、同社（B）に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元同僚は、申立期間①当時、同社の経営状況は悪く、給料の遅配や未払もあった旨回答しており、当時、同社（B）において保険料の滞納があったことをうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A株式会社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月1日の定時決定、又は同年8月1日、同年10月1日及び同年11月1日の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている同僚及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている同僚が、申立人以外に同社（B）の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A株式会社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、A株式会社（事業所記号番号C、以下同じ。）として適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、その前後のA株式会社の代表取締役及び所在地は同一であり、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員ほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を再度取得している上、商業登記簿謄本においても、解散等の形跡は無いこと、及び日本年金機構も「適用事業所ではなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、申立期間①において同社（B）は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA株式会社（B）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社（B）における資格喪失日を同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が再度同社（C）において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要であ

る。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取り消し前の同年10月1日の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 11 日  
② 平成 17 年 12 月 10 日  
③ 平成 18 年 6 月 10 日  
④ 平成 18 年 12 月 10 日

株式会社Aから、申立期間①から④までの賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までにおいて、株式会社Aに勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うと主張しているが、同社は既に解散している上、当時の事業主及び管財人は同社に係る貸金台帳及び厚生年金保険関係の届出書類等を保存していないとしていることから、申立人の申立期間①から④までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の状況について確認ができない。

また、委員会事務室からの照会に対し、申立人の協力が得られないため、申立人の賞与の支給及び当該賞与からの保険料の控除に係る調査を行うことができず、その関連資料や周辺事情についても確認ができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについてその主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 15 日から同年 9 月 14 日まで  
A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち昭和 59 年 5 月 15 日から同年 9 月 14 日までの年金記録が無いが、事業所から健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書及びC機関D事務所（現在は、C機関E事務所）で作成された申立人に係る履歴書から、申立人が昭和 59 年 5 月 15 日から同年 9 月 13 日まで臨時的任用F職として任用され、当該期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和 61 年 3 月 \* 日付けのG機関H職長の通知から、同県では 2 か月超 6 か月未満の臨時的任用F職については、同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入させることになったことが確認できる上、C機関E事務所は、同年 3 月 31 日以前は臨時的任用F職の任期が 6 か月以上あれば共済組合に加入させ、6 か月未満の場合は国民年金・国民健康保険に加入してもらっていたと回答していることから、6 か月未満の任期で採用された申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかった可能性が高い。

また、C機関E事務所の担当者は、「申立人を厚生年金保険に加入させていないので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 31 日から 8 年 8 月 1 日まで  
父の経営する株式会社Aに勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に会社が厚生年金保険から脱退したことは年金事務所から聞くまで知らなかった。調査の上、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとしているが、事業主に照会したところ、事業主の妻は「事業主は病気のため回答できる状態ではなく、当時委託していた税理士も既に亡くなっており、資料も会社閉鎖時に全て処分しているため、当時の状況は分からない。」と供述している上、申立人は同僚照会を希望していないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、株式会社Aは平成 6 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、8 年 8 月 1 日に新たに適用事業所となるまで、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、申立期間の直前まで被保険者となっていた申立人を含む同僚 6 人全員が 6 年 7 月 31 日の厚生年金保険被保険者資格喪失と同時に政府管掌健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月  
② 平成 15 年 12 月

株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間に賞与が支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 7 月及び同年 12 月に賞与が株式会社Aから支給されたが、厚生年金保険の被保険者記録に当該賞与の記録が無いと申し立てている。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保存していないため、申立てについては不明と回答している上、申立人の住所地のB市に申立期間当時の課税関係資料を照会したところ、保存年限経過のため保管していない旨の回答があったことから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間におけるオンライン記録には、賞与記録の取消し等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。